

公式記録員講習会

関西女子野球連盟

2023/2/26 於 ベイコム総合体育館研修室

本日の予定

- ①13:00～14:50 3級認定講習会(途中休憩あり)
- ②15:00～16:00 3級認定テスト



関西女子野球連盟公式記録員について

根拠：関西女子野球連盟規約

抜粋

第3条（目的）

この連盟は、関西地区における女子野球チームの普及と振興を図り、正しい野球の指導を通し、心身の錬磨とスポーツプレーヤー精神の理解につとめ、**明朗な社会人としての基礎を養成し、併せて女子の健全育成を図ることを目的とする。**

第4条（事業）前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 女子に適した野球規則の研究と指導 → **公式記録員講習会**
- 2 女子野球の指導者の育成ならびにチーム結成の促進
- 3 関西女子野球選手権大会の開催
- 4 その他、目的に必要と認められる事項



公式記録員制度の沿革

- ・2014年 関西女子野球選手権大会の大会方式をリーグ戦に変更
表彰のための記録が必要となる
→公式記録員を配置。
当初は有志のマネージャーの3名。
- ・2017年 公式記録員講習会の開催
→公式記録員認定制となる。
初回認定者8名
- ・2018年 公式記録員カリキュラム作成
→初級・D級・C級・B級・A級と野球規則の項目別に昇段方式とする。
D級認定者16名
- ・2022年 公式記録員認定級改編
→初級・3級・2級・1級に改編
3級認定者 一般の部:33名 中高生の部:14名
- ・2023年 公式記録員認定級統合
→初級と3級を統合
3級・2級・1級とする

※2級・1級の講習・認定については、検討中。



公認野球規則 公式記録に関する項目

公認野球規則 9.00 記録に関する規則目次

- 9.01 公式記録員
 - 9.02 公式記録の報告書
 - 9.03 公式記録の報告書の作成
 - 9.04 打点 (2級)
 - 9.05 安打・安打を記録しない場合
 - 9.06 単打・長打の決定
 - 9.07 盗塁・盗塁刺
 - 9.08 犠牲バント・犠牲フライ
 - 9.09 プットアウト
 - 9.10 アシスト
 - 9.11 ダブルプレイ・トリプルプレイ
 - 9.12 失策・失策を記録しない場合
 - 9.13 暴投・捕逸
 - 9.14 四球・故意四球
 - 9.15 三振
 - 9.16 自責点・失点
 - 9.17 勝投手・敗投手の決定
 - 9.18 シャットアウト
 - 9.19 救援投手のセーブの決定
 - 9.20 統計
 - 9.21 率の決定
 - 9.22 各優秀プレイヤー決定の基準
 - 9.23 連続記録の規定
- (3級)
- (3級)
- (2級)
- (3級)
- (2級)
- (1級)
- (3級)



公式記録員 各級での学習目標



公式記録員 各級での学習目標

- **【3級】 公式記録員の役割について理解する。
スコアのつけ方の基本を理解する。
記号一覧を基に試合を見ながらスコアがつけられる。**
- **【2級】 各種項目について理解し、成績集計に活かせる。**
- **【1級】 記録に関する全てのことを理解する。**



公式記録員 3級の学習項目と認定方法




【3級】学習項目・認定方法

- **【目標】** 公式記録員の役割について理解する。
スコアのつけ方の基本を理解する。
記号一覧を基に試合を見ながらスコアがつけられる。
- **【学習項目】** 公認野球規則より一部抜粋

9.01 公式記録員

(a) 記録員は割り当てられた所定の位置で試合の記録をとり、記録に関する規則の適用に関して、たとえば打者が一塁に生きた場合、それが安打によるものか、失策によるものかなどを、独自の判断で決定する権限を持つ。



(b) (1) 記録員は、いかなる場合でも、記録に関する規則を含む本規則の条項に反するような記録についての決定を下してはならないし、記録に関する規則を厳重に守らなければならない。

記録員は、審判員の裁定に反するような決定を下してはならない。

記録員は、本規則に明確に規定されていない事項に関しては、自己の裁量でその決定を下す権能が与えられている。

<中略>

(2) 3人アウトになっていないのに攻守交代が行われた場合には、記録員はただちにその誤りを球審に知らせなければならない。

【注】 (4) 項に規定されるように、助言してはならないときを除いて、ボールカウントが3-2のときに球審に四球と思って打者に一塁を許した場合とか、代わることが許されていない投手に代わって他のプレーヤーが出場しようとした場合などには、記録員は審判員に助言を与える。

<中略>

(4) 記録員は、たとえプレーヤーが打順を誤っていても、審判員または両チームのいかなる人にも、その事実について告げたり、注意を促したりしてはならない。



9.02 公式記録の報告書

(a) 打者または走者の記録の項目

(1) 打者または走者の記録の項目

ただし、次の場合は打数に算入しない。

犠牲バント・犠牲フライ、四球、死球、妨害または走塁妨害によって一塁を得た場合

(2) 得点の数

(3) 安打の数

(4) 打点の数

(5) 二塁打

(6) 三塁打

(7) 本塁打

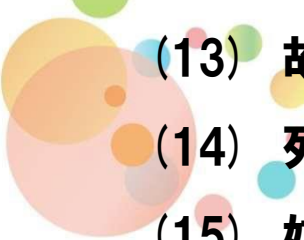
(8) 塁打


(9) 盗塁

(10) 犠牲バント

(11) 犠牲フライ

(12) 四球

- 
- (13) 故意の四球を区別して記載する。
 - (14) 死球
 - (15) 妨害または走塁妨害
 - (16) 三振
 - (17) フェアゴロによる併殺打
 - (18) 盗塁刺
 - (b) 各野手の記録
 - (c) 各投手の記録
 - (d) 次の細目を付加する。
 - (1) 勝投手名
 - (2) 敗投手名
 - (3) 各チームの先発および交代完了の投手名
 - (4) セーブを与えられた投手名
 - (e) 各捕手の逸球の数
 - (f) 併殺および三重殺に関与したプレーヤーの氏名
 - (g) 各チームの残塁の数
 - (h) 満塁本塁打を打った打者の氏名

- 
- (i) 最終回の裏3アウトになる前に勝敗が決まった場合には、決勝の得点が記録されたときのアウトの数。
 - (j) 各チームの各イニングにおける得点
 - (k) 審判員名
 - (l) 天候状態、停電あるいは試合に関係ない技術障害による遅延を差し引いた正味の試合時間
【原注】 プレーヤー、監督、コーチ、審判員の負傷手当のための遅延は試合時間に算入する。

9.03 公式記録の報告書の作成

(a) 公式記録の報告書の作成にあたって、記録員は、まず各プレーヤーの氏名をその守備位置とともに、打撃順に従って記載する。また途中で代わって出場して、試合が終わるまでに一度も打撃につく機会がなかったプレーヤーの氏名は、予定の打撃順によって記載する。

(b) それぞれのチームの打順表に代打者または、代走者として各プレーヤーを記入した場合には（そのまま守備についた場合にも、）特殊の記号であらわし、交代事情の説明を加える。

(c) ボックススコアの検算

各チームの打数、四球、死球、犠牲バントおよび犠牲フライ、妨害および走塁妨害による出塁数の合計と、そのチームの得点、残塁および相手チームの刺殺の合計とが、ともに、そのチームの打者数と等しいかどうかを確かめ、その結果、それが一致しておれば各数字が正しいという証明になる。

(d) 打順の誤りがあったときの記録法

打順を誤った打者が、その誤りを指摘されないまま打撃を完了してアウトになった後に、アピールが成立して正位打者がアウトの宣告を受けたときには、不正位打者のアウトの状態をそのまま正位打者に記録する。

不正位打者が走者となって出塁した後アピールがあって、正位打者がアウトの宣告を受けたときは、捕手に刺殺を与え、正位打者には打数1を記録する。したがって、不正位打者がセーフとなった記録は抹消する。数人の打者が、続けざまに打順を誤ったために打順が乱れた場合は、各プレイが行われたままを記録する。

9.05 安打

安打の記録は、本条規定により、打者が安全に塁に達した場合に、その打者に与えられる。

(a) 次の場合には安打を記録する。

(1) フェアボールが、野手に触れる前に、フェア地域に落下するか、フェア地域の後方フェンスに当たるか、あるいはフェア地域のフェンスを越えたために、打者が安全に一塁（またはそれより先の塁）に生きた場合。

(2) フェアボールが強すぎるか、または弱すぎたために、野手はその打球を処理しようとしたがその機会がなくて、打者が安全に一塁に生きた場合。

(3) フェアボールが不自然にバウンドしたために、野手の普通の守備では処理することができないか、または野手に触れる前に、投手板あるいは各塁に触れたために、野手の普通の守備では処理できなくなって、打者が安全に一塁に生きた場合。

(4) 野手に触れないで外野のフェア地域に達したフェアボールによって、打者が安全に一塁に生きることができ、しかもその打球は、野手の普通の守備ではとうてい処理できなかったと記録員が判断した場合。

(5) 野手に触れていないフェアボールが、走者、審判員の身体または着衣にフェア地域で触れた場合。ただし、走者がインフィールドフライに触れてアウトを宣告されたときには、安打は与えられない。

(6) 打球を扱った野手が、先行走者をアウトにしようと試みたが成功せず、しかもその打球に対して普通に守備をしても、一塁で打者走者をアウトにできなかったと記録員が判断した場合。

(b) 次の場合には安打は記録しない。

(1) 打者の打球で、走者が封殺(フォースアウト)されるか、または野手の失策によって封殺を免れたような場合。

(2) 打者が明らかに安打と思われるボールを打ったにもかかわらず、進塁を義務づけられた走者(打者が走者となったため)が、次塁の触塁を誤って、アピールによってアウト(封殺)になったときは、その打者には安打を与えず、打数を記録する。

(3) 打球を扱った投手、捕手または内野手が、次塁を奪おうとするか、元の塁へ帰ろうとする先行走者をアウトにした場合、あるいは普通の守備でならアウトにできたにもかかわらず、失策のためにアウトにできなかった場合には、打者に安打を与えず、打数1を記録する。

(4) 打者が一塁でアウトになるだろうと記録員が判断したとき、打球を扱った野手が先行走者をアウトにしようとして行なった送球または触球行為などが不成功に終わった場合。

(5) 打球を処理しようとする野手を妨害したために、走者がアウトを宣告された場合。ただし、走者が守備妨害によってアウトになった場合でも、記録員がその打球を安打と判断した場合には、打者には安打の記録を与える。

9.06 単打・長打の決定

安打を単打と記録するか、二塁打、三塁打または本塁打と記録するかは、次によって決定する。


(失策またはアウトをともなった場合を除く)

(a) 次の(b)(c)の場合を除いて、打者が一塁で止まれば単打、二塁で止まれば二塁打、三塁で止まれば三塁打、本塁に触れて得点すれば本塁打と記録する。

(b) 塁に走者を置いて、打者の打った安打を扱った野手が、先行走者をアウトにしようとして企てている間に、打者走者が数個の塁を奪った場合には、記録員は、打者が自らの打撃だけで得ることができた塁数ならびに野手選択によって進塁した塁数を参酌して、単打、二塁打、三塁打または本塁打を決定する。

(c) 長打を放った打者が、二塁または三塁を得ようとしてスライディングを試みたときには、進んだ最後の塁を確保して、初めて二塁打または三塁打と記録する。打者走者がオーバースライドして塁に戻る前に触球アウトになった場合には、打者走者が安全に確保した塁と同数の塁打を与える。すなわち、打者走者が二塁をオーバースライドして触球アウトになれば単打を与え、三塁をオーバースライドして触球アウトになれば二塁打と記録する。

(d) 打者が安打を放ったが、触塁に失敗してアウトになった場合は、安全に得た最後の塁によって、単打、二塁打、三塁打を決定する。すなわち、打者走者が二塁を踏まないでアウトになったときには単打、三塁を踏まないでアウトになったときには二塁打、本塁を踏まないでアウトになったときには三塁打を、それぞれ記録する。一塁を踏まないでアウトになったときには、打数1を記録するだけで、安打を記録しない。

- 
- (e) 打者走者が5.06 (b) (4) または6.01 (h) の規定に基づいて、2個または3個の塁、あるいは本塁が与えられた場合には、打者走者が進んだ塁によって、それぞれ二塁打、三塁打、本塁打と記録する。
- (f) 本条 (g) の場合を除いて、最終回に安打を放って勝ち越し点をあげた場合、打者には勝ち越し点をあげた走者がその安打で進んだ塁と同じ数だけの塁打しか記録されない。しかもその数だけの塁を触れることが必要である。
- (g) 最終回、フェンス越えの本塁打を放って試合を決した場合は、打者および走者があげた得点の全部を記録する。

9.07 盗塁・盗塁刺

走者が、安打、刺殺、失策、封殺、野手選択、捕逸、暴投、ボークによらないで、1個の塁を進んだときには、その走者に盗塁を記録する。この細則は次のとおりである。

(a) 走者が投手の投球に先立って、次塁に向かってスタートを起こしていたときは、たとえその投球が暴投または捕逸となっても、暴投または捕逸と記録しないで、その走者には盗塁を記録する。

盗塁を企てた走者が暴投、捕逸のために余分の塁を進むか、他の走者が盗塁行為によらないで進塁した場合には、盗塁を企てた走者に盗塁を記録するとともに、暴投または捕逸もあわせて記録する。

(b) 走者が盗塁を企てたとき、投手の投球を受けた捕手が盗塁を防ごうとして悪送球しても、盗塁だけを記録して捕手には失策を記録しない。ただし、盗塁を企てた走者が、その悪送球を利用してさらに目的の塁以上に進むか、あるいは、その悪送球に乗じて他の走者が1個以上の塁を得た場合には、盗塁を企てた走者に盗塁を記録するとともに、その捕手にも失策を記録する。

(c) 盗塁を企てるか塁を追い出された走者が挟撃されて、失策を記録されない守備側の不手際からアウトを免れて、次塁に進んだ場合には、その走者に盗塁が記録される。そのプレイ中、他の走者も進塁した場合には、その走者にも盗塁を記録する。

また、盗塁を企てた走者が挟撃され、失策を記録されない守備側の不手際からアウトを免れて、元の塁に帰ったプレイの間に、他の走者が進塁した場合、盗塁したその走者には盗塁を記録する。

(d) 重盗、三重盗に際して、ある走者が奪おうとした塁に達する前か、あるいは、塁に触れた後オーバースライドして、野手の送球によってアウトにされたときは、どの走者にも盗塁は記録されない。

(e) 盗塁を企てた走者が、奪おうとした塁をオーバースライドした後、触球アウトにされた場合には、その塁に戻ろうとしたか、あるいはさらに次の塁を奪おうとしたかに関係なく、すべてその走者には盗塁は記録しない。

(f) 野手が好送球を明らかに落としたために、盗塁を企てた走者がアウトを免れたと記録員が判断した場合には、送球を落とした野手に失策を、送球した野手に捕殺を記録し、走者には盗塁を記録しないで盗塁刺を記録する。

(g) 走者が盗塁を企てた場合、これに対して守備側チームがなんらの守備行為を示さず、無関心であるときには、その走者には盗塁を記録しないで、野手選択による進塁と記録する。

(h) 次に該当する走者が、アウトになるか、失策によってアウトを免れたと記録員が判断した場合にはその走者には盗塁刺を記録する。すなわち、

(1)盗塁を企てた走者

(2)塁を追い出されたために次塁へ進もうとした走者(元の塁に戻ろうとした後に次塁へ進もうとした走者も含む)

(3)盗塁を企ててオーバースライドした走者がそれである。

9.08 犠牲バント・犠牲フライ

(a) 0アウトまたは1アウトで、打者のバントで1人または数人の走者が進塁し、打者は一塁でアウトになるか、または失策がなければ一塁でアウトになったと思われる場合は、犠牲バントを記録する。

ただし、打者がバントをしたとき、1人または数人の走者を進めるためでなく、安打を得るためであったことが明らかであったと記録員が判断したときには、打者には犠牲バントを記録しないで、打数を記録する。

(b) 0アウトまたは1アウトで、バントを扱った野手が、次塁で走者をアウトにしようと試みて、無失策にもかかわらず、その走者を生かしたときには、犠牲バントを記録する。

ただし、普通の守備では、とうてい打者を一塁でアウトにすることは不可能であると記録員が判断したとき、バントの打球を扱った野手が、先行走者をアウト(フォースアウト、タッグアウトの区別なく)にしようとして不成功に終わった場合には、打者には単打を記録して、犠牲バントとは記録しない。

(c) 打者のバントの打球で次塁へ進もうとする走者のうち1人でもアウト(フォースアウト、タッグアウトの区別なく)にされたときには、打者に打数を記録するだけで、犠牲バントとは記録しない。

(d) 0アウトまたは1アウトで、打者がインフライトの打球を打って、フェア地域とファウル地域を問わず、外野手または外野の方まで廻り込んだ内野手が、

(1) 捕球した後、走者が得点した場合

(2) 捕球し損じたときに走者が得点した場合で、仮にその打球が捕らえられていても、捕球後走者は得点できたと記録員が判断した場合には、犠牲フライを記録する。



9.11 ダブルプレイ・トリプルプレイ

ボールが投手の手を離れてからボールデッドとなるまでか、あるいは、ボールが投手の手に戻って投手が次の投球姿勢に移るまでの間に、途中で失策またはミスプレイ(失策と記録されない)がなく、2人または3人のプレーヤーをアウトにした場合、このプレイ中に刺殺または補殺を記録した各野手には、ダブルプレイ、またはトリプルプレイに関与した旨が記録される。

9.12 失策

失策の記録は、本条規定により、攻撃側チームを利する行為をした野手に与えられる。

(a)次の場合には、当該野手に失策を記録する。


(1)打者の打撃の時間を延ばしたり、アウトになるはずの走者(打者走者を含む)を生かしたり、走者に1個以上の進塁を許すようなミスプレイ(たとえばファンブル、落球、悪送球)をした野手に、失策を記録する。

ただし、0アウトまたは1アウトのとき、三塁走者がファウル飛球の捕球を利用して得点するのを防ごうとの意図で、野手はそのファウル飛球を捕らえなかったと記録員が判断した場合には、その野手には失策を記録しない。

(2)野手がファウル飛球を落として、打者の打撃の時間を延ばした場合は、その野手に失策を記録する。
その後打者が一塁を得たかどうかには関係しない。

(3)野手がゴロを捕るか、送球を受けて、一塁または打者走者に触球すれば十分アウトにできたにもかかわらず、触球し損じたために打者走者を生かした場合には、その野手に失策を記録する。

(4)フォースプレイにおいて、野手がゴロを捕るか、送球を受けて、塁または走者に触球すれば十分アウトにできたにもかかわらず、触球し損じたために走者を生かした場合には、その野手に失策を記録する。



(5) 送球がよければ走者をアウトにできた記録員が判断したときに、野手が悪送球したために走者を生かした場合には、その野手に失策を記録する。

ただし、走者が盗塁を企てたとき、盗塁を防ごうとした野手が悪送球をしても、本項の失策は記録されない。

(6) 野手が、走者の盗塁を防ごうとして悪送球をした場合に、その走者または他の走者が、その送球とは関係なく進塁できたと思われる塁よりも余分に進塁したときには、その野手に失策を記録する。

(7) 野手の送球が、不自然なバウンドをしたり、各塁、投手板、走者、野手あるいは審判員に触れて変転したために、走者に進塁を許した場合には、このような送球をした野手に失策を記録する。

(8) 時機を得たしかも正確な送球を野手が止め損なうか、または止めようとしなかったために、走者の進塁を許した場合には、その野手に失策を記録し、送球した野手には失策を記録しない。もしそのボールが二塁に送られたときには、記録員は、二塁手または遊撃手のうちのどちらがその送球を止めるはずであったかを判断して、その野手に失策を記録する。


(b) 悪送球によって走者が進塁を許した場合は、走者の数および塁数には関係なく、常にただ1個の失策を記録する。

(c) 審判員が打者または走者に妨害もしくはオブストラクションで進塁を許したときには、このような妨害行為を行なった野手に失策を記録する。この場合、進塁を許された走者の数および塁数には関係なく、常にただ1個の失策を記録する。



(d) 次の場合には失策を記録しない。

- (1) 走者が盗塁を企てたとき、投手の投球を受けた捕手が盗塁を防ごうとして悪送球しても、その捕手には失策を記録しない。ただし、盗塁を企てた走者がその悪送球を利用して、さらに目的の塁以上に進むか、あるいはその悪送球に乗じて、他の走者が1個以上進塁したと記録員が判断した場合には、その捕手に失策を記録する。**
- (2) 野手が普通に守備して、しかも好球を送っても、走者をアウトにすることはできなかったと記録員が判断した場合には、野手が悪送球をしても、その野手には失策を記録しない。ただし、その悪送球によって、その走者または他のいずれかの走者が、送球がよくても進塁できたと思われる塁以上に進塁したときには、その野手に失策を記録する。**
- (3) 野手が、併殺または三重殺を企てた場合、その最後のアウトをとろうとした送球が悪送球となったときは、このような悪送球をした野手には失策を記録しない。ただし、その悪送球のために、いずれかの走者が余分な塁に進んだときには、このような悪送球をした野手に失策を記録する。**
- (4) 野手が、ゴロをファンブルするか、インフライトの打球、送球を落とした後、ただちにボールを拾って、どの塁でも走者を封殺した場合には、その野手には失策を記録しない。**
- (5) 暴投または捕逸は、失策と記録しない。**



(e) 打者が四球または死球で一塁を許されるか、暴投または捕逸によって一塁に生きた場合には、投手または捕手には失策を記録しない。

(f) 走者が、捕逸、暴投またはボークによって進塁した場合には、投手または捕手には失策を記録しない

(1) 打者に対する四球目が暴投または捕逸となったために、打者または走者が進塁して、次のどれかに該当した場合には、四球とともに暴投または捕逸を記録する。

① 打者が一挙に二塁に進んだ場合。

② 走者が打者の四球によって進塁を許された塁以上に進んだ場合。

③ 打者の四球によって進塁を許されなかった走者が、次塁に進むか、あるいはそれ以上の塁に進んだ場合。

(2) 第3ストライクの投球を捕らえ損じた捕手が、ただちにボールを拾い直して一塁に送るか、または触球して打者走者をアウトにする間に、他の走者が進塁した場合には、その走者の進塁を暴投または捕逸による進塁とは記録しないで、野手選択による進塁と記録する。したがって、打者には三振を、各野手にはそのプレイに応じて刺殺、補殺を記録す。

9.13 暴投・捕逸

暴投の定義は、定義82参照。捕逸の記録は、本条規定により、捕手の行為が走者の進塁の原因となったときに捕手に与えられる。

(a) 投手の正規の投球が高すぎるか、横にそれるか、低すぎたために、捕手が普通の守備行為では止めることも処理することもできず、そのために走者を進塁させた場合には、暴投が記録される。

また、投手の正規の投球が、捕手に達するまでに地面やホームプレートに当たり、捕手が処理できず、そのために走者を進塁させた場合にも、暴投が記録される。

第3ストライクが暴投となり、打者が一塁に生きた場合は、三振と暴投を記録する。

(b) 普通の守備でなら保持することができたと思われる投手の正規の投球を、捕手が保持または処理しないで、走者を進塁させたときには、捕手に捕逸を記録される。

第3ストライクが捕逸となり、打者が一塁に生きた場合は、三振と捕逸を記録する。

【原注】 守備側チームが走者の進塁を防いでアウトにしたときは、暴投および捕逸を記録しない。たとえば、走者一塁で投球が地面に当たり捕手が捕れなかったが、ボールを拾い直して二塁でアウトにした場合、暴投を記録しない。他の走者の進塁は、野選による進塁と記録する。また、走者一塁で捕手が投球を捕らえ損じたが、ボールを拾い直して走者を二塁でアウトにした場合も、捕逸を記録しない。他の走者の進塁は、野選による進塁と記録する。



9.14 四球・故意四球

四球の定義は、定義7参照。

(a) ストライクゾーンの外に4個の投球が投じられて、打者が球審から一塁を与えられたときには、四球が記録される。しかし、四球目の投球が打者に触れたときは、死球が記録される。

【原注】 1個の四球に対して2人の投手が関与した場合には、9.16 (h) に規定がある。

9.15 (b) に規定されているように、一つの四球に2人以上の打者が関与したときは、最後の打者に四球の記録が与えられる。

(b) 故意四球は、投球する前から立ち上がっている捕手に四球目にあたるボールを、投手が意識して投げた場合に、記録される。

(c) 四球を与えられた打者が一塁に進まなかったためにアウトを宣告された場合には、四球を取り消して、打数を記録する。

(d) 守備側チームの監督が故意四球とする意思を球審に示して、打者が一塁を与えられたときには、故意四球が記録される。



9.15 三振

三振の記録は、本条規定により、球審が打者にストライクを3回宣告したときに、投手と打者に与えられる。

(a) 次の場合には三振を記録する。

- (1) 捕手が第3ストライクを捕らえたので、打者がアウトになった場合。
- (2) 0アウトまたは1アウトで走者が一塁にいるときに、第3ストライクが宣告されて、打者がアウトになった場合。
- (3) 捕手が第3ストライクを捕らえなかったので、打者が走者となった場合。
- (4) 2ストライク後、打者がバントを企ててファウルボールとなった場合。

ただし、そのバントがファウル飛球として野手に捕らえられた場合には、三振と記録せず、そのファウル飛球を捕らえた野手に刺殺を記録する。

(b) 打者が2ストライク後退いて、代わった打者が三振に終わったときには、最初の打者に三振と打数とを記録し、代わって出場した打者が三振以外で打撃を完了した（四球を含む）場合には、すべてその代わって出場した打者の行為として扱う。

【注】 1打席に3人の打者が代わって出場し、3人目の打者が三振に終わったときには、2ストライクが宣告されたときに打撃についていた打者に、三振と打数とを記録する。



公認野球規則についての説明は以上となります。

このあと、休憩ののち「公式記録記号」の説明を行います。

本日最後に認定テストを行います。

今年度も記録員活動にご協力お願いいたします。